

長期優良住宅建築等計画の認定等に係る手数料について

令和4年2月20日～
茅ヶ崎市都市部建築指導課

【単位：円】

1 計画認定申請（長期優良住宅普及促進法 第5条）

申請方法 区分		新築		増改築	
		確認書、住宅性能評価書が添付されたもの	左記の確認書等が添付されないもの	確認書、住宅性能評価書が添付されたもの	左記の確認書等が添付されないもの
一戸建ての住宅		8,000	45,000	12,000	68,000
共同住宅等	～5戸	15,000	110,000	23,000	160,000
	6戸～10戸	26,000	170,000	40,000	260,000
	11戸～25戸	41,000	340,000	61,000	510,000
	26戸～50戸	71,000	600,000	110,000	910,000
	51戸～100戸	120,000	1,000,000	170,000	1,600,000
	101戸～200戸	190,000	1,900,000	290,000	2,900,000
	201戸～300戸	240,000	2,700,000	360,000	4,100,000
	301戸～	260,000	3,400,000	400,000	5,000,000

（茅ヶ崎市手数料条例 別表第1 第136項・137項）

※住宅性能評価書は、長期使用構造であることの確認がされているものに限ります。

2 認定計画の変更認定申請（長期優良住宅普及促進法 第8条）

計画認定申請の2分の1の額

（茅ヶ崎市手数料条例 別表第1 第140項・141項）

3 譲受人決定の変更認定申請（長期優良住宅普及促進法 第9条）

一戸建ての住宅における譲受人の決定	2,100
共同住宅等における管理者等の決定	

（茅ヶ崎市手数料条例 別表第1 第142項）

4 地位の承継 承認申請（長期優良住宅普及促進法 第10条）

1戸につき	1,700
-------	-------

（茅ヶ崎市手数料条例 別表第1 第143項）

5 建築基準関係規定への適合審査を併せて申請する場合

認定申請と併せて建築基準関係規定への適合審査を申請する場合は、認定申請手数料の他に確認申請等の手数料を加算します。

（茅ヶ崎市手数料条例 別表第1 第139項）